

# 光明台中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月  
和泉市立光明台中学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは人間として「絶対に許されない行為」、「見過ごしてはならない行為」であることをすべての生徒・教職員、保護者が認識し、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを許さない意識の醸成に取り組む。

教育活動のすべてにおいて生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、教職員自身がすべての生徒を、多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、その健やかな発達を支援する。また、いじめは学校の内外を問わず、様々な場所や時間に起こりうるものであることを踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図りながらいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切且つ迅速にこれに対処し、その再発防止を図る。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒が在籍する学校に在籍している等 当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的 又は 物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、人権教育推進委員、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※実際の運用については、分掌会議を拡大会議にするなど検討する。

(3) 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめの未然防止・早期発見
- いじめ被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- 教職員の資質向上のための校内研修の企画
- 年間の企画と実施及び進捗状況のチェック
- 各取り組みの有効性の検証
- 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画 2026 (4月作成)

光明台中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知、新学年の学年集会、仲間づくり 携帯（SNS被害防止）教室、 SST（ソーシャルスキルトレーニング）			職員会議(いじめ基本方針の確認と対応) 第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認、生徒の情報共有)
	宿泊学習に向けての取り組み(4,5月)		修学旅行に向けての取り組み(4,5月)	
5月	あいさつ運動、交通安全教室、避難訓練、教育相談週間			生徒の情報共有 第2回いじめ対策委員会 (家庭訪問等で把握された生徒状況の集約)
		校外学習に向けて キャリア学習		
6月	あいさつ運動、いじめ防止のための一斉学活、 生活アンケート、人権学習①（障がい理解）、学年集会			生徒の情報共有 第3回いじめ対策委員会 (教育相談週間で出てきた情報の集約及び対応)
	宿泊学習	校外学習	修学旅行 キャリア学習（進路について①）(6,7,8月)	
7月	あいさつ運動、学期末懇談、平和学習、防犯教室 人権学活②（ジェンダー平等）、学年集会			生徒の情報共有 第4回いじめ対策委員会 (学期末懇談で出た情報の共有及び対応)
			保育実習	
8月	平和登校			教職員校内研修
9月	あいさつ運動、学校公開週間、道徳参観日			生徒の情報共有 第5回いじめ対策委員会 (夏休み後の生徒の行動について情報の共有及び対応)
	平和学習(8~11月) 職業講話	人権学習 (パラスポーツ) 高校教員による講話		
10月	あいさつ運動、生活アンケート、教育相談週間、体育大会、 合唱コンクール、学年集会			授業づくり校内研究授業 生徒の情報共有 第6回いじめ対策委員会 (夏休み後の生徒の行動について情報の共有及び対応)

11月	あいさつ運動			生徒の情報共有 第7回いじめ対策委員会 (教育相談の情報共有及び対応)
	校外学習	校外学習	進路懇談 校外学習	
12月	あいさつ運動、学期末懇談、薬物乱用防止教室、芸術鑑賞 人権学習③（同和問題）、学年集会			生徒の情報共有 第8回いじめ対策委員会 (期末懇談で出た情報の共有及び対応)
	職業体験	高校訪問		
1月	あいさつ運動			生徒の情報共有 第9回いじめ対策委員会 (冬休み後の生徒の行動について情報共有及び対応)
		職業講話に向けて	キャリア学習(進路について②)(1, 2, 3月)	
2月	あいさつ運動			生徒の情報共有 第10回いじめ対策委員会 (教育相談の情報共有及び対応)
	性教育指導	性教育指導	進路懇談 地域清掃	
3月	あいさつ運動、学年集会			生徒の情報共有 第11回いじめ対策委員会 (期末懇談で出た情報の共有及び対応)
	学期末懇談	学期末懇談	卒業式	

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ防止対策委員会」は基本的に毎月、会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しを行う。

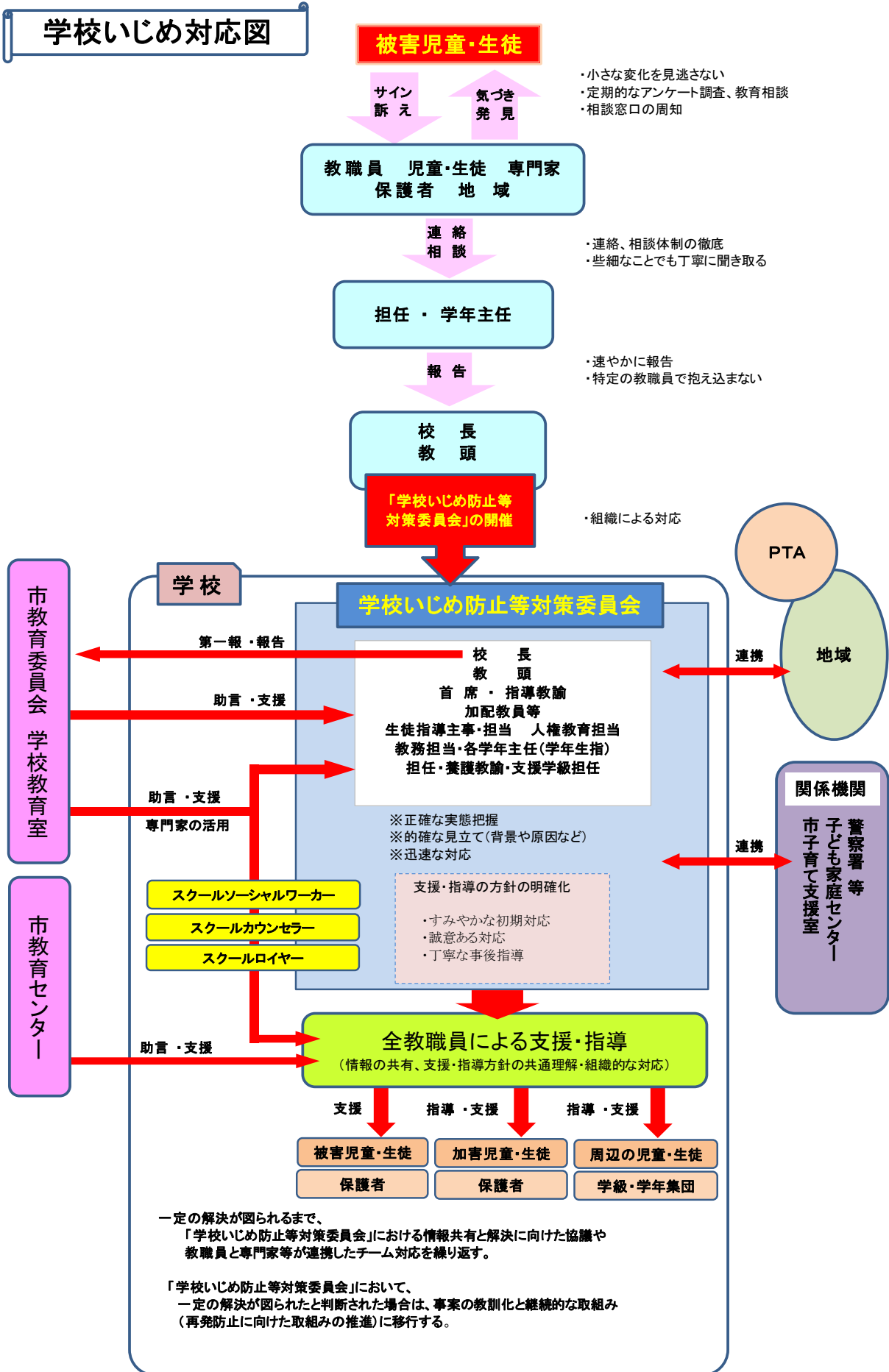
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、すべての教育・学習の場が、互いを認め合う、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を、各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや、人権を尊重した「集団」の質を高めていくことが必要である。

また、いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、すべての教職員が「いじめは、どの学級、どの学校にも起こり得る」という認識を持って教育活動に取り組まなくてはならない。本校は、いじめの未然防止として、どの生徒たちも落ち着ける「居場所づくり」、生徒一人ひとりがよりよく他者と関わる機会の工夫により、生徒同士の「絆づくり」に取り組んでいく。あわせて、日常的な観察や教職員間の情報共有を通して、いじめの兆候を早期に把握し、速やかに組織的対応につなげる。



## 2 いじめ未然防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。
  - ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
  - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
  - ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
  - ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
  - ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
  - ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
  - ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
  - ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを認識する必要がある。また、逆に教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させるということも常に意識したい。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等を、教職員が振り返り、互いに意見を言い合えることが大切である。合わせて、定期的に教職員のいじめや人権に関する学習の機会も重ねていく必要がある。
- (4) 授業は最大の学びの場であり、生徒が主体的に参加する分かりやすい授業づくりは不可欠である。そのために、常日頃より、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をし、相談し、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業の工夫につなげていく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように働きかけ、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。そのことで ストレスを適切に対処できる力を育み、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を醸成していく。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。
- (6) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施する。教育相談としては、学期毎の三者面談やカウンセリング週間を設ける。日常の観察として、班活動等を通じ、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、どんな小さな遊びやふざけのようにも見えるものでも、気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、まずは学年集団として共有することも大切である。
- (4) 保護者懇談会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任へ気軽に相談してください。」と、相談体制を広く周知する。アンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。学校通信や学校ホームページも利用する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

### 第4章 いじめに対する考え方

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

## 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) アンケート調査やカウンセリングにおいて、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえて、いじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談がある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めること、また生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、事実関係をしっかりと把握する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長・教頭・学年主任や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭センター等関係機関と連携する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※重大事態への対応については、重大事態の疑いがある場合と認知した時点で、教育委員会に迅速に報告する。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒のつらい気持ちを理解するとともに、保護者の思いを受け止める。また、具体的な助言を行う。いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。いじめを受けたことにより、不登校・精神的に不安定な状況を示す場合は、スクールカウンセラー等の専門家の協力を得て対応を行う。また、被害生徒やその保護者の了解を得た上で、医療機関・子ども家庭センター・和泉市子育て支援室等の機関と連携し、当該生徒や保護者の援助を行う。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス傷害(PTSD)などのいじめによる後遺症へのケアを行う。また、いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な援助を続ける。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・和泉市子育て支援室等の関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- 「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育大会や文化的行事、修学旅行、校外学習等の行事は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、本人または家族が原則削除要請できることを伝える。必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力の学習を、さらに、生徒指導部においても、「ケータイ教室」等、情報モラル向上授業を行う機会を設ける。

## 第5章 いじめの解消に対する考え方

### 1 基本的な考え方

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。学校はいじめが解消に至るまで被害生徒への支援を継続することを徹底することを確認し、いじめが解消している状態についての定義を明確にする。いじめが解消している状態とは、いじめにあった生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめにあった生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが大切であり、生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するものとする。

### 2 いじめが繰り返されないための働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒への謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう努める。

## 第6章 その他

### 1 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回の「いじめ」を含む生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

### 2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、一部の職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

### 3 小中一貫の推進

いじめの問題は中学に入学する以前の小学校時から継続した人間関係において発生していることが多い。そのため、小学校との情報交換を密に行い、いじめの被害者・加害者の人間関係や家庭・保護者等背景にあるものを分析し、より慎重に対応する。

### 4 道徳教育の充実

「心の教育」を進めることが重要と考え、道徳の時間を確保するとともに、担任を含むすべての教員が道徳の授業を行い、様々な考え方を伝えることで生徒たちに個性の尊重や自分とは違う考えを受け入れる心を育てる。

### 5 問題行動への対応チャート

『問題行動への対応チャート』(平成29年3月和泉市教育委員会作成)を活用し、問題行動を5つのレベルに分け、状況や基本対応において教職員の共通理解を図るとともに、あらかじめ提示することで、生徒や保護者の理解や協力を得る。5つのレベルは以下の通りである。

# 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

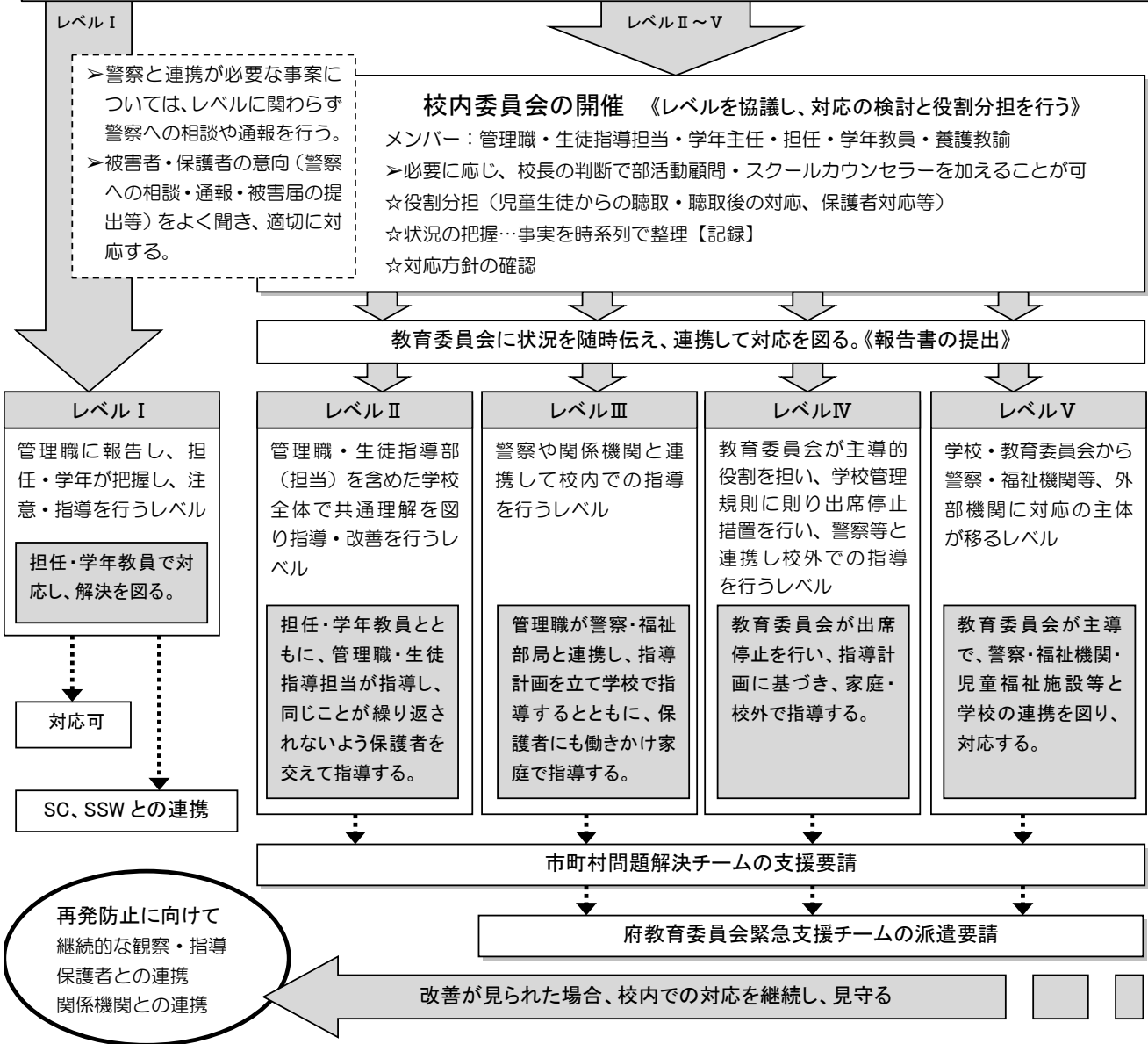
大阪市教育委員会資料に基づき作成

**ねらい**

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



**留意事項**

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 第7章 重大事態への対処

和泉市いじめ防止基本方針の改訂をうけて、本章を追記する。

### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
  - (例) ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合  
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

### (1) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行う。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行う。

### (2) 総合教育会議の開催①

- 市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行う。

### (3) 調査の実施

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断する。
  - ・ **学校が主体となって調査を行う場合**  
学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行う。  
教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
  - ・ **教育委員会が主体となって調査を行う場合**  
全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。教育委員会は、必要な事務局機能を担う。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

#### (4) 調査結果の報告及び提供

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明する。
- 調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行う。
- 説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合がある。
- 学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明する。
- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告する。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告する。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

#### (5) 総合教育会議の開催②

- 市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行う。
- 再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行う。

#### (6) 調査報告書の公表

- 調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定する。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表する。

#### (7) 市長による再調査等

- (4)の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、再調査を行う。
- 再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行う。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明する。

#### (8) 総合教育会議の開催③

- 市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行う。
- 市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じる。

#### (9) 議会への報告

- 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。
- 報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮する。

# 重大事態発生時の対応フロー

